在宅療養支援病院の施設基準に係る届出書添付書類

1 届け出る在宅療養支援病院の区分(次のいずれかに〇をつけること。)					
(2)「第 14 の	2」の1の(1)に規定するマ 2」の1の(2)に規定するマ 2」の1の(3)に規定するマ	在宅療養支援病院			
2 当該病院の在	宅医療を担当する医師				
	1				
常勤の医師名 	3				
3 当該在宅支援	」 <u>。</u> 受連携体制を構築する保閣				
名称	開設者	許可病床数	在宅医療を担当する 常勤の医師名		
1		()床			
2		()床			
3		()床 ()床			
<u>4</u> <u>5</u>		()床			
6		()床			
7		()床			
8		()床			
4 当該病院の許可病床数床					
5 当該病院における地域包括ケア病棟入院料の届出有無					
口:地域包括ケア病棟入院料1					
□:地域包括ケア病棟入院料3 □:地域包括ケア病棟入院医療管理料1					
	□:地域包括ケア病様入院医療管理料3 □:地域包括ケア病棟入院医療管理料3				
□:上記以外の地域包括ケア病棟入院料・管理料					
口:届出なし					
6 当該病院における24時間の直接連絡を受ける体制					
(1) 担当部門の (2) 曜日、時間 ・担当医師名: ・看護職員名: ・連絡先:	帯ごとに担当者が異なるが	場合(主な担当者を記載する	ることで差しつかえない。)		
7 24 時間往診が可能な体制					
当該病院の担当医師名:					

8 24 時間訪問看護が可能な体制 ((2)がある場合には名称等を記入すること。)				
(1) 当該病院の担当看護職員名				
(2) 連携訪問看護ステーションの名称等				
•名称:				
•開設者:				
•担当看護職員名:				
•連絡先:				
9 次の項目に対応可能である場合・該当する場合に〇をつけること。				
(1) 「8」に、連携訪問看護ステーションがある場合には、当該施設において緊急時	に円滑な対応			
ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、患者の病状、治療計画、直近の診	療内容等緊急			
の対応に必要な診療情報を当該施設に対して文書(電子媒体を含む。)により随	時提出するこ			
کی				
なお、在宅支援連携体制を構築する場合は、月1回以上のカンファレンスを実施	していること。			
(2) 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。				
(3) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担	!当する者と連			
携していること。				
(4) 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業等において、在宅療養支援診り	療所以外の診			
療所及び介護保険施設等と連携し、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサ	一ビス担当者			
会議又は病院若しくは介護保険施設等で実施される他職種連携に係る会議に出	出席しているこ			
Ł。				
(5) 在宅療養移行加算を算定する診療所の往診体制及び連絡体制の構築に協力U	していることが			
望ましいこと。				
10 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算に係る届出				
(1) 届出の有無				
① 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 (有 ・ 無)				
② 在宅療養実績加算1 (有・無)				
③ 在宅療養実績加算2 (有・無)				
(2) 緩和ケアに係る研修を受けた医師 氏名 ()			
(3) 緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が 10件以上の保険医療機関に	こおいて、3			
か月以上の勤務歴がある医師				
① 氏名 ()				
② 勤務を行った保険医療機関名 ()				
③ 勤務を行った期間(年月日~年月日)				
(4) 過去に、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を5件	以上実施し			
た経験のある医師 氏名 (
(5) 直近1年間に、自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を				
実施した患者数(算出に係る期間:年月日~年月日)	名			
(6) 直近1年間にオピオイド系鎮痛薬を投与した患者数(投与経路は問わない				
が、定期的な投与と頓用により患者が自ら疼痛を管理できるものに限る。)	名			
	н			
11 適切な意思決定支援に関する指針を定めていること 口 該当				
12 訪問栄養食事指導を行うにつき十分な体制が整備されていること 口 該当				
訪問栄養食事指導を行う管理栄養士 氏名()				

[記載上の注意]

- 1 「3」は、「第 14 の2」の1の(2)に規定する在宅支援連携体制を構築する在宅療養支援病院が記載すること。
- 2 「第 14 の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院は、当該在宅支援連携体制を構築する保険 医療機関間で一元化した連絡先を、「6の連絡先」に記載すること。
- 3 24 時間の直接連絡を受ける体制、24 時間往診が可能な体制及び 24 時間訪問看護が可能な体制について、患家に対して交付する文書を添付すること。
- 4 当該届出を行う場合には、「在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料(様式 1 9)」及び「在宅がん医療総合診療料(様式 20)」の届出が行われているかについて留意すること。
- 5「10」については、届出に当たって必要な事項を記載すること。また、在宅療養実績加算に係る届出を行う場合については、「在宅療養実績加算に係る報告書」(様式 11 の5)を添付すること。
- 6 「10」の(2)に係る医師については、緩和ケアに係る研修を修了していることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。